

契約後V E 審査委員会設置要領

(目的)

第1条 契約後V E 審査委員会(以下「委員会」という。)は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用し建設コストの縮減を図るために、受注者から提出された技術提案を審査することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、契約後V E 方式の工事について、建設業者より提案された施工方法等を、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、必要に応じて臨時委員を指名することができる。

(構成員)

第4条 委員会の構成員は次のとおりとする。なお、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

(1) 発注機関が本庁のとき。

委員長 (工事関係) 室長
副委員長 (工事関係) 副室長
委員 (工事関係) 関係技術職員 2名

(2) 発注機関が地域機関のとき。

委員長 (工事関係) 所長
副委員長 (工事関係) 室長
委員 (工事関係) 課長
委員 (工事関係) 関係技術職員

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は委員長が必要と認めるときに召集するものとする。

(事務担当)

第6条 委員会の事務局は発注機関の担当室または課に置くものとする。

2 事務局はV E 提案書類の確認、審査委員会の開催準備、受注者に対する審査委員会での説明要請、受注者と監督員への提案採否の通知など必要な事項を行う。

附則

- 1 . この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 . この要領は、平成22年4月1日から施行する。